

国 都 街 第 1 1 3 号
国 道 環 第 1 0 0 号
令 和 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国 土 交 通 省 都 市 局 長

道 路 局 長

「ストリートデザインガイドライン」について（技術的助言）

今般、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの実現に向けて、人中心のストリートへの転換に係る基本的方向性等を示すものとして、「ストリートデザインガイドライン」をとりまとめましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として別添のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインについては、警察庁交通局と調整済みであり、各都道府県警察へ参考送付されることを申し添えます。